

破産法157条の報告書（第6回）（破産者株式会社クレジエンテ）

第1 破産手続開始に至った事情

- 1、詳細は第1回報告書のとおりであり、破産者株式会社クレジエンテ（以下、「クレジエンテ」という。）は平成22年9月に設立、「マルチ」商法により化粧品販売事業等を営んでおり、預り商品債務、少人数私募債債務、個別の短期借入債務等があった。
- 2、クレジエンテは、コロナ禍の影響等により資金繰りが悪化し、令和3年1月ころから私募債や借入金の利息支払を一時停止し、同年6月には東京国税庁から1億7000万円超の滞納処分を受け、同年9月7日午後5時に破産手続開始決定を受けた。

第2 破産会社及び破産財団に関する経過及び現状

1、負債の状況

これまでの債権届出書等によれば、クレジエンテの負債は以下の一覧表のとおりであるが、破産配当が可能かどうか未定であるので、債権認否は留保する（なお、関連会社と会員債権者の債権届出が重複しており、債権届出金額が多額に見えることに注意が必要である。）。

No.	債権の種類	人数	債権届出金額
1	財団債権（公租公課）	17	209,606,266 円
2	財団債権（労働債権）	13	12,547,707 円
3	財団債権（その他）	3	47,735 円
4	優先的破産債権（公租公課）	3	23,891,160 円
5	優先的破産債権（労働債権）	9	5,033,341 円
6	会員債権	1,099	11,294,732,120 円
7	一般債権	18	36,979,736 円
	合計	1,162	11,582,838,065 円

2、破産財団の状況

クレジエンテの破産財団は、別紙「財産目録及び収支計算書（第6回）」のとおりであり、現在残高は2745万7113円である。

3、第5回債権者集会以降の管財業務の概要

(1) 現代表取締役の責任

- ア、クレジエンテの現代表取締役は、令和4年12月8日付で東京地方裁判所に対し自己破産を申し立て、同月21日に破産手続開始決定を受けている（令和4年（フ）第7132号）。同事件では、当職が破産管財人に選任されている。
- イ、現代表取締役の破産手続では、クレジエンテは、同社の芦屋不動産の売買代金残金1億8400万円を騙し取られたことにつき、会社法上の役員責任に基づき1億8400万円の損害賠償請求権を破産債権として届け出ている。
- ウ、現代表取締役の破産手続では、引継予納金20万円、破産時の預金約65万円、否認権を行使した親族に対する交付金約741万円を回収し、破産財団の現在残高は約825万円である。それ以上の資産は回収されなかった。
- エ、他方、現代表取締役の破産債権は、会員債権者3名が損害賠償請求権を破産債権として届け出ており、当職がこれを認めなかったところ、同会員債権者らが高松地方裁判所で継続している訴訟の受継を申し立て、同訴訟が係属している。そのため、破産債権の金額は確定していない。なお、財団債権は存在していない。
- オ、現代表取締役の破産手続では、今後、破産配当をすることになるが、破産財団は僅少で破産債権が多額なので、破産配当率は0.07%を下回ると見込まれる。

(2) 前代表取締役の責任

- ア、クレジエンテは、クレジエンテの前代表取締役に対し、①9億円超の貸付金、②6億円超の役員報酬、③10億円超の最上位会員ボーナス、等の総額26億円超の不当利得返還請求権（ただし請求債権はその一部）に基づき、令和4年11月9日に債権者破産申立てを行い、同年12月14日破産手続開始決定を得て（令和4年（フ）第6421号）、当職とは別の破産管財人が選任されている。
- イ、前代表取締役の破産手続において、クレジエンテは、破産債権10億890万1706円の債権届出をしている。
- ウ、前代表取締役の破産手続は、令和5年10月16日（月）に第3回債権者集会が開催された。

破産管財人からは、複数の金融機関の預金口座が発見され換価をしたが残高は僅少であったこと、複数の証券会社の口座が発見され株式やMRFを換価したこと、現在の破産財団は約200万円であること、今後は生命保険の解約が残っており同解約金も破産財団に組み込むこと、しかし、それ以上の資産の回収はされておらず、優先的破産債権（住民税）が約3586万円も存在するので、一般破産債権に対する配当の見込みはないこと、等との報告があった。

次回の第4回債権者集会は、令和5年12月25日（月）に指定されており、次回で前代表取締役の破産手続は終了となることが見込まれる。

エ、前代表取締役の破産手続では、今後、配当は見込めないが、破産財団が形成されたので、クレジエンテが支出した債権者破産申立費用の一部金が返還される見込みである。

(3) 多額の金員の流れ

債権者からは、現在も「クレジエンテが集めた多額の金員はどこに行ったのか。」とのご質問が寄せられている。

この点、税理士等の協力も得て金員の流れを調査したが、第3回報告書のとおり、①マルチ会員に対する報酬（ボーナス）支払、②多額の交際費の支出（前代表取締役への貸付等を含む）、③代表取締役らの給与報酬支払、④借入金や社債等の元金・利息等支払、等が大きな金員の支出であったと思われる。

第3 損害賠償の査定、裁判その他保全処分を必要とする事情の有無

役員らに対する責任追及等の状況は、上記のとおりである。

第4 今後の破産手続の方針

1、破産手続の続行

役員らの破産手続が継続していることから、クレジエンテの破産手続も続行し、①役員らに対する債権の回収、責任追及、②その他の資産の調査回収、等を進めたい。

2、破産配当の有無

今後、どの程度の資産を回収できるのかは未定であるが、財団債権（消費税、源泉所得税、健康保険料、厚生年金保険料その他）が2億2220万1708円と多額に上るため、クレジエンテは破産配当をすることが難しい見込みである。

3、ホームページによる情報提供

クレジエンテのホームページにおいて、今後も情報提供をしたい。

(以上)

財産目録及び収支計算書(第6回)(破産者株式会社クレジエンテ)

令和3年(フ)第5406号
破産者 株式会社クレジエンテ
破産管財人 弁護士岡田隆

資産部分 開始決定日(令和3年9月7日)現在
収支計算部分 開始決定日 ~ 令和5年12月19日

資産及び収入の部

単位:円

番号	科目	申立時簿価	収入	備考
1	現金	7,000,000	7,000,000	引継予納金(令和3年9月15日引継)
		-	7,233	小口現金
2	預貯金	515,490	789,948	ゆうちょ銀行336,407円、みずほ銀行453,541円
3	仮差押済み預金	2,141,200	2,141,204	みずほ銀行預金の仮差押取下により回収。
4	売掛金	7,849,863	105,380	商品代金収納代行会社に対する売掛金を回収。
			7,681,795	カード代金収納代行会社に対する未収金7,744,483円からチャージバック分等を差し引いた7,681,795円を回収。
5	在庫商品	28,314,555	1,600,000	大阪倉庫の商品等を令和3年12月22日付及び令和4年1月25日付許可を得て売却済み。
			5,520,240	化粧品定期購入につき双方未履行債務の履行を選択。648名の顧客の自動振替金(諸費用を控除)を回収。
			200,000	破産会社の商標商品を製薬会社が破産後に無断で販売したことにつき令和5年4月10日付和解許可を得て和解し200,000円を回収。
6	貸付金	1,082,235,227	0	前代表取締役に対する貸付金等があるが、同人の破産手続が開始されている。
7	什器備品	11,214,333	0	本社建物とともに明渡済み
8	自動車	11,013,991	640,000	アルファード1台が売却済みであったが、対抗要件が未具備で令和3年9月14日付許可を得て和解し、回収済み。
			1,077,226	レクサス1台につき、割賦債権者が売却し、割賦金と相殺後の残金を回収済み。
9	敷金・保証金	47,524,600	0	本社(中央区銀座)の敷金(46,671,000円)は原状回復費用等と相殺された。
			12,000	山形県米沢市の賃借物件の敷金(100,000円)は原状回復後の残金12,000円を回収済み。
			0	茨城県水戸市の賃借物件の敷金(753,000円)は原状回復費用等と相殺された。
10	出資金(不動産代金)	184,000,000	58,122	芦屋市不動産の売却代金を出資したとの説明。勝訴判決を得て差押で58,122円を回収した。刑事告訴をするも不起訴処分とされた。
11	供託金	5,200,000	5,200,130	前代表取締役に対する預金仮差押の供託金について、担保取消の同意を得て供託金520万円及び供託金利息130円を回収した。
12	その他	-	250,800	商品の売却代金とは別に搬出費用を回収
13	消費税等還付金	-	0	消費税等還付金19,839,067円は未払源泉税等に充当。
14	弁護士預け金	349,462	349,132	破産前に訴訟等を担当した弁護士の預け金の回収
15	預金利息	-	368	破産管財人預金口座の利息
資産及び収入合計		1,387,358,721	32,633,578	

支出の部

番号	科目	金額	備考
1	通信費、交通費、事務費	510,711	通信、交通費、ホームページ管理費用、照会請求費用、その他事務費
2	訴訟等費用	624,551	太陽光発電を謳う会社に対する損害賠償請求訴訟、強制執行、債権者破産申立
3	財団債権弁済(撤去費、税理士報酬等)	1,230,350	動産撤去費、商品発送費、税理士費用等
4	財団債権弁済(双方未履行債務の履行)	1,310,853	化粧品定期購入サービスの一部商品の仕入発送費
5	財団債権弁済(債権者破産申立予納金)	1,500,000	旧代表取締役に対する債権者破産申立費用
支出合計		5,176,465	

現在財団残高 27,457,113

公租公課

財団債権209,606,266円(17名、消費税、源泉所得税、特別徴収税、社会保険料、労働保険料等)、及び優先的破産債権23,891,160円(3名、法人都民税、社会保険料等)等。その他は別紙のとおり。

破産法157条の報告事項

- 破産手続開始の決定に至った事情 破産手続開始申立書記載のとおり 破産手続開始申立書に付加する点は(別紙のとおり)
- 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり その他(別紙のとおり)
- 損害賠償請求権の査定の裁判、その保全処分を必要とする事情の有無 無 有(内容) その他(別紙のとおり)

(作成日=令和5年12月19日現在)

【破産】貸借対照表(第6回)(破産者株式会社クレジエンテ)

資産の部

負債の部

(単位:円)

番号	科目	評価額=財団 組入額	番号	科目	評価額
1	現金(引継予納金)	7,007,233	1	財団債権(公租公課)	209,606,266
2	預貯金	789,948	2	財団債権(労働債権)	12,547,707
3	仮差押済み預金	2,141,204	3	財団債権(その他)	47,735
4	売掛金	7,787,175	4	優先的破産債権(公租公課)	23,891,160
5	在庫商品	7,320,240	5	優先的破産債権(労働債権)	5,033,341
6	貸付金	0	6	会員破産債権	11,294,732,120
7	什器備品	0	7	一般破産債権	36,979,736
8	自動車	1,717,226			
9	敷金・保証金	12,000			
10	出資金(不動産代金)	58,122			
11	供託金	5,200,130			
12	その他	250,800			
13	消費税等還付金	0			
14	預け金	349,132			
15	預金利息	368			
	資産合計	32,633,578		負債合計	11,582,838,065

差引 資産不足額

▲ 11,550,204,487

※負債の認否は留保する。

破産法157条の報告書（第6回）（破産者株式会社ジェナル）

第1 破産手続開始に至った事情

- 1、詳細は第1回報告書のとおりであり、破産者株式会社ジェナル（以下、「ジェナル」という。）は平成31年4月に設立され、病院の一般事務等を受託し運営をしてきた。
- 2、ジェナルは、クレジエンテの会員に対し少人数私募債を発行し金員を集め、クレジエンテに対し貸し付けており、その貸付金は2億9531万円に及ぶ。
クレジエンテが破産して、その貸付金の回収が不能となり、ジェナルは令和3年10月20日午後5時に破産手続開始決定を受けた。

第2 破産会社及び破産財団に関する経過及び現状

- 1、破産債権届出は留保されているところ、破産手続開始申立書によれば、ジェナルの負債額は以下の一覧表のとおりである。

No.	債権の種類	人数	申立書記載額等
1	財団債権（公租公課）	2	5,048,940円
2	優先的破産債権（公租公課）	1	2,314,808円
3	社債破産債権	79	268,300,000円
4	一般破産債権	5	38,623,563円
	合計	87	314,287,311円

- 2、ジェナルの破産財団は、別紙「財産目録及び収支計算書（第6回）」のとおりであり、現在残高は361万8842円である。

第3 損害賠償の査定、裁判その他保全処分を必要とする事情の有無

現代表取締役は令和4年12月21日午後5時に破産手続開始決定を受け、現在も破産手続が継続している。

第4 今後の破産手続の方針

クレジエンテに対する貸付金等の回収が未確定なので破産手続を続行する。
ただし、クレジエンテからの破産配当が無いとすると、ジェナルの破産配当も難しい見込みである。

(以上)

財産目録及び収支計算書(第6回)(破産者株式会社ジェナル)

令和3年(フ)第6220号

破産者 株式会社ジェナル

資産部分

開始決定日(令和3年10月20日)現在

破産管財人 弁護士岡田隆

収支計算部分

開始決定日 ~ 令和5年12月19日

(単位:円)

資産及び収入の部

番号	科目	簿価	収入	備考
1	現金	2,500,000	2,500,000	引継予納金(令和3年11月1日引継)
2	預貯金	7,737	2,897	一部反対債権(手数料債権等)と相殺されている。預金残高を回収した。
3	売掛金	12,308,834	0	クレジエンテに対する業務委託費等。同社は破産しており回収可能性は乏しい。
4	貸付金	299,700,000	0	クレジエンテへの貸付金295,310,000円は回収可能性は乏しい。医療法人への貸付金4,390,000円は譲渡担保実行済みとされる。
5	差入保証金	2,722,500	1,143,832	本社の敷金につき、原状回復費と相殺後の残金を回収。
6	預金利息	-	57	破産管財人預金口座の利息
資産及び収入合計		317,239,071	3,646,786	

支出の部

番号	科目	金額	備考
1	通信費、交通費、事務費	27,944	通知発送、交通費
支出合計		27,944	

現在財団残高 3,618,842

公租公課

財団債権5,048,940円(2名、源泉所得税、都民税等)、及び優先的破産債権2,314,808円(1名、源泉所得税等)。

破産法157条の報告事項

- 1 破産手続開始の決定に至った事情 破産手続開始申立書記載のとおり 破産手続開始申立書に付加する点は次のとおり(別紙のとおり)
- 2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり その他(別紙のとおり)
- 3 損害賠償請求権の査定、その保全処分を必要とする事情の有無(破産者が法人の場合に限る。) 無 有(内容) その他(別紙のとおり)

破産法157条の報告書（第6回）（株式会社ラディアンテ）

第1 破産手続開始に至った事情

- 1、詳細は第1回報告書のとおりであり、破産者株式会社ラディアンテ（以下、「ラディアンテ」という。）は平成29年6月に設立されたが、特に事業は行っていなかった。
- 2、ラディアンテは、クレジエンテの会員に対し少人数私募債を発行し、また、個別に短期借入をして金員を集め、それをクレジエンテ等に対し貸し付けており、その貸付金は3億8500万円に及ぶ。

クレジエンテが破産してその貸付金の回収が不能となり、ラディアンテは、令和3年11月1日午後5時に破産手続開始決定を受けた。

第2 破産会社及び破産財団に関する経過及び現状

- 1、破産債権届出は留保されているところ、破産手続開始申立書によれば、ラディアンテの負債額は以下の一覧表のとおりである。

No.	債権の種類	人数	申立書記載金額等
1	財団債権（公租公課）	4	9,381,535 円
2	優先的破産債権（公租公課）	1	6,533,600 円
3	社債債権、借入金債権	89	389,040,000 円
4	一般債権	1	10,934 円
	合計	95	404,966,069 円

- 2、ラディアンテの破産財団は、別紙「財産目録及び収支計算書（第6回）」のとおりであり、現在残高は249万3362円である。

第3 損害賠償の査定、裁判その他保全処分を必要とする事情の有無

現代表取締役は令和4年12月21日午後5時に破産手続開始決定を受け、現在も破産手続が継続している。

第4 今後の破産手続の方針

クレジエンテ及びジェナルに対する貸付金等の回収が未確定なので破産手続を続行する。

ただし、クレジエンテの配当が無いとすると、ジェナルの配当も無く、ラディアンテの破産配当も難しい見込みである。

（以上）

財産目録及び収支計算書(第6回)(破産者株式会社ラディアンテ)

令和3年(フ)第6490号

破産者 株式会社ラディアンテ

資産部分

開始決定日(令和3年11月1日)現在

破産管財人 弁護士岡田隆

収支計算部分

開始決定日 ~ 令和5年12月19日

(単位:円)

資産及び収入の部

番号	科目	簿価	収入	備考
1	現金	2,500,000	2,500,000	引継予納金(令和3年11月12日引継)
2	預貯金	16,397	7,587	一部反対債権(手数料債権等)と相殺されている。預金残高を回収。
3	売掛金	3,868,560	0	クレジエンテに対する業務委託費等。同社は破産しており回収可能性は乏しい。
4	在庫商品	30,000,000	0	クレジエンテから購入した商品。商品は未受領であり回収可能性は乏しい。
5	貸付金	385,790,000	0	クレジエンテへの貸付金385,000,000円とジェナールへの貸付金790,000円であるが、回収可能性は乏しい。
6	預金利息	-	39	破産管財人預金口座の利息
資産及び収入合計		422,174,957	2,507,626	

支出の部

番号	科目	金額	備考
1	通信費, 交通費, 事務費	14,264	通知発送, 交通費
支出合計		14,264	

現在財団残高 2,493,362

公租公課

財団債権9,381,535円(4名, 消費税, 法人税, 源泉所得税等の合計額), 及び優先的破産債権6,533,600円(1名, 消費税, 源泉所得税等の合計額)等。

破産法157条の報告事項

- 1 破産手続開始の決定に至った事情 破産手続開始申立書記載のとおり 破産手続開始申立書に付加する点は次のとおり(別紙のとおり)
- 2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり その他(別紙のとおり)
- 3 損害賠償請求権の査定の裁判, その保全処分を必要とする事情の有無(破産者が法人の場合に限る。)
 無 有(内容) その他(別紙のとおり)

破産法157条の報告書（第6回）（破産者株式会社蔵皇）

第1 破産手続開始に至った事情

- 1、詳細は第1回報告書のとおりであり、破産者株式会社蔵皇（以下、「蔵皇」という。）は、平成20年9月に設立され、化粧品等の販売を業としていた。
- 2、蔵皇は、クレジエンテの会員に対し少人数私募債を発行し、また、個別に短期借入をして金員を集め、それをクレジエンテに貸し付けており、その貸付金は7億6228万円に及ぶ。
クレジエンテが破産してその貸付金の回収が不能となり、蔵皇は、令和3年11月1日午後5時に破産手続開始決定を受けた。

第2 破産会社及び破産財団に関する経過及び現状

- 1、破産債権届出は留保されているところ、破産手続開始申立書によれば、蔵皇の負債額は、以下の一覧表のとおりである。

No.	債権の種類	人数	申立書記載金額等
1	財団債権（公租公課）	4	19,667,233 円
2	優先的破産債権（公租公課）	1	11,202,224 円
3	社債債権，借入金債権	154	717,700,000 円
4	一般債権	2	36,534 円
	合計	161	748,605,991 円

- 2、蔵皇の破産財団は、別紙「財産目録及び収支計算書（第5回）」のとおりであり、現在残高は306万7570円である。

第3 損害賠償の査定、裁判その他保全処分を必要とする事情の有無

現代表取締役は令和4年12月21日午後5時に破産手続開始決定を受け、現在も破産手続が継続している。

第4 今後の破産手続の方針

クレジエンテに対する貸付金等の回収が未確定なので破産手続を続行する。
ただし、クレジエンテの配当が無いとすると、蔵皇の破産配当も難しい見込みである。
(以上)

財産目録及び収支計算書(第6回)(破産者株式会社蔵皇)

令和3年(フ)第6491号

破産者 株式会社蔵皇

資産部分

開始決定日(令和3年11月1日)現在

破産管財人 弁護士岡田隆

収支計算部分

開始決定日 ~ 令和5年12月19日

(単位:円)

資産及び収入の部

番号	科目	簿価	収入	備考
1	現金	2,500,000	3,000,000	引継予納金(令和3年11月12日引継)
2	預貯金	101,034	89,828	一部反対債権(手数料債権等)と相殺されている。預金残高を回収。
3	売掛金	30,896,664	0	クレジエンテに対する業務委託費等。同社は破産しており回収可能性は乏しい。
4	貸付金	762,282,484	0	クレジエンテに対する貸付金295,310,000円(金額相違)は回収可能性は乏しい。
5	預金利息	-	46	破産管財人預金口座の利息
資産及び収入合計		795,780,182	3,089,874	

支出の部

番号	科目	金額	備考
1	通信費, 交通費, 事務費	22,304	通知発送, 交通費等
支出合計		22,304	

現在財団残高 3,067,570

公租公課

財団債権19,667,233円(4名, 消費税, 法人税, 源泉所得税等の合計額), 及び優先的破産債権11,202,224円(1名, 消費税, 源泉所得税等の合計額)

破産法157条の報告事項

- 1 破産手続開始の決定に至った事情 破産手続開始申立書記載のとおり 破産手続開始申立書に付加する点は次のとおり(別紙のとおり)
- 2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり その他(別紙のとおり)
- 3 損害賠償請求権の査定の裁判, その保全処分を必要とする事情の有無(破産者が法人の場合に限る。) 無 有(内容) その他(別紙のとおり)